

# 鳥取県買物環境確保推進交付金（買物安心確保事業）

6月補正予算

市町村が買物環境確保計画に基づいて主体的に行う事業について、県は買物環境確保推進交付金により包括的に支援を行う。

## 市町村が店舗ごとに買物環境確保計画を策定 （県は計画策定を支援）

### 買物安心確保事業

#### ➤ 店舗閉鎖に伴う支援

予算額：1億円

補助率：市町村負担額の1/2

市町村が買物環境確保計画に基づいて実施する事業について、県が包括的・弾力的に支援を行う。

（支援メニュー例）

店舗整備・改修・設備の整備、移動販売等の支援、拡充、買物をする機運の醸成、担い手支援、支え愛への支援 等

#### ➤ 今後の持続的な買物環境のあり方に関する検討支援

市町村や地域関係者（商工会、住民など）が今後の持続的な買物環境のあり方に関する検討を行い、買物環境確保をきっかけとした持続可能なまちづくりにつなげる。

#### [上限額]

・1市町村につき20,000千円

<加算：上記金額に下記金額を加算>  
1店舗につき

・土地、建物の取得：10,000千円

・店舗整備・改修、設備の整備

15,000千円

※市町村と協議を行い、上限を設定。



## 1 交付申請までの流れ

買物環境確保計画策定  
（県は計画策定を支援）

県へ提出

交付金  
事前打ち合わせ

交付申請

## 2 交付金の留意点

- ☞ 交付申請は、事業開始の20日前までに行ってください。  
ただし、交付申請前に事業着手した事業にあつては、知事が別に定める日までに行うこと。
- ☞ 市町村や地域関係者（商工会、住民など）が今後の持続的な買物環境のあり方に関する検討を対象事業の完了までに行ってください。
- ☞ 土地・建物の取得を行った場合は、当該財産の取得目的である事業を最低5年間は継続するよう努めてください。  
→補助対象施設等の財産処分は、通常の補助金と同様に制限されます。
- ☞ 対象事業について、本交付金以外の鳥取県補助金等交付規則に基づく補助金及び交付金の交付を受ける場合は、本交付金は交付できません。
- ☞ 国や他の公共団体から補助金等の交付を受ける場合及び対象経費の全部または一部に地方債を充当する場合は、他の補助金等や交付税措置額を加味した各市町村の実質負担額を対象経費とします。